

東松山市現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東松山市建設工事請負契約約款第10条第2項の規定による工事現場への常駐義務の規定の適用を緩和する場合についての取扱いを定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 受注者は、東松山市又は埼玉県が発注した次の各号のいずれかに該当する工事においては、1人の現場代理人に当該各号に該当する他の工事の役職を兼任させることができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、常駐義務の規定を緩和できないと判断した場合、又は当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合(東松山市建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成28年3月30日決裁)第15条第1項第1号を適用する場合に限る。)は、この限りでない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定による専任の技術者の配置を要しない工事
- (2) 東松山市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、同一の主任技術者の配置が認められた工事
- (3) 東松山市建設工事における特例監理技術者の配置に係る取扱要領により、同一の専任特例監理技術者等の配置がされる工事

2 前項の規定により現場代理人に兼任させることのできる他の工事の役職は、次に掲げるものとする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者
- (3) 監理技術者
- (4) 連絡員

3 1人の現場代理人に兼任させることができる工事の件数は、2件とする。ただし、第1項第1号に規定する工事の現場代理人に、他の工事であって市が発注したものに関する次に掲げる役職のみを兼任させるときは、3件以内とする。

- (1) 第1項第1号に規定する工事の役職
 - (2) 第1項第3号に規定する工事の連絡員
- 4 前3項の規定にかかわらず、既に受け持つ工事が次に掲げる期間その他現場作業のない期間にある現場代理人は、他の工事の役職を兼ねることができる。
- (1) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等の現場作業に着手するまでの期間
 - (2) 工事完成通知を提出した日以降の期間
 - (3) 橋梁、機械器具等の工場製作のみが行われている期間
- 5 前各項の規定にかかわらず、工事につき監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日国総建第316号)に基づき営業所技術者又は特定営業所技術者(以下「営業所技術者等」という。)が主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる場合は、当該営業所技術者等が当該工事の現場代理人の職務を行うことができる。ただし、既に他の工事の役職を兼ねている場合を除く。

(現場代理人の兼任手続)

第3条 受注者は、現場代理人の兼任を希望する場合は、現場代理人兼任届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、埼玉県発注工事に配置する現場代理人と兼任する場合は、現場代理人兼任届出書に代えて、埼玉県に提出した兼務届の写しを工事の主管課の長に提出するものとする。

(受注者の義務)

第4条 前2条の規定は、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

(兼任を認める工事の条件)

第5条 第2条及び第3条の規定により現場代理人を兼任させる工事は、次の各号のいずれの条件も満たさなければならない。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 現場代理人が必ずいずれかの工事に常駐していること。
- (3) 必要に応じて、現場代理人の指示のもとに現場での連絡及び作業指示を

行う者を配置するなど、安全管理のほか現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障を生じさせないこと。

(兼任した場合の取扱い)

第6条 工事の主管課の長は、兼任した工事の施工中において、安全管理、工程管理等の観点から、その兼任を継続することが適当でないとき、その工事の受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、現場代理人の交替を求めるものとする。

(施工管理に関する取扱い)

第7条 受注者は、兼任したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

(現場代理人の休暇の取扱い)

第8条 現場代理人が休暇等により現場を不在とする場合の取扱いについては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 休暇等の期間が連続して7日以下の場合 受注者は、現場代理人に代わる代役を設置するものとする。
 - (2) 休暇等の期間が連続して7日を超える場合 受注者は、現場代理人を交替するものとする。
- 2 前項第1号の代役は、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締りに限り、現場代理人に代わって行うものとする。
- 3 次のいずれかに該当する者は、代役になれないものとする。
- (1) 東松山市が発注した常駐規定を緩和しない他工事の現場代理人
 - (2) 東松山市又は埼玉県以外が発注した工事の現場代理人
 - (3) 営業所技術者等（第2条第5項に規定する場合により主任技術者又は監理技術者を兼ねることができるときを除く。）
- 4 受注者は、工期内において代役の設置を見込む場合は、あらかじめ現場代理人の休暇に伴う代役設置届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。ただし、この要領の施行の
日前に契約した2つの請負工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。